

「高梁川流域クロッシング事業」業務委託仕様書

1 事業名

高梁川流域クロッシング事業

2 実施期間

契約締結日から令和8年3月23日（月）まで

3 業務内容

（1）情報発信

高梁川流域圏の産業分野における地方創生のオウンドメディアとして令和3年度に開設した専用のウェブサイト（<https://txing.jp>）及びSNSを運営・活用し、圏域の事業者や圏域で新たなビジネスを検討している圏域外の事業者を対象に、効果的な情報発信を行う。

ア ウェブサイトの企画

- ・ウェブサイトの全体構成・デザイン、具体的な掲載内容等を議論するための編集会議を適宜開催すること。

イ ウェブサイトの設計・デザイン等

- ・ウェブサイトの設計やデザインは、既存のものを踏襲しつつ、オープンイノベーションに興味がある事業者や首都圏のスタートアップ企業、若手経営者、移住定住者等に興味を持ってもらえるよう、未来志向で躍動感のある魅力的なものとする。
- ・利用者が極力少ないクリックで目的のページに遷移する等、閲覧者のユーザビリティを考慮した構成とすること。
- ・ウェブサイト内の記事はインタビュー形式等、読みやすい工夫をすること。
- ・PC及びタブレット端末、スマートフォンなど、マルチデバイスで最適化が図れるようレスポンシブウェブデザインで制作すること。
- ・Windows、MacOS、iPhone、Android 端末に搭載されている汎用ソフトウェアの最新版で閲覧が可能であること。
- ・閲覧者のブラウザなどの利用環境に依存しないよう留意し、主要ブラウザでウェブを表示できること。
- ・本ウェブサイト構築後の運用については外部委託を想定しているが、市でも容易にコンテンツの作成や修正ができるようなCMSを構築すること。

- ・第三者がメンテナンスしやすいコーディングの方法をとること。

ウ コンテンツの作成

- ・地方創生の担い手である若手経営者や学生、地域おこし協力隊等、ローカルイノベーターによる圏域の事業承継や地域課題解決の取組を紹介すること。
- ・本事業において実施予定のプロジェクトを紹介すること。
- ・クロッシングフォーラム（仮称）に登壇する多様な分野の先駆者の取り組みの紹介等、本事業のコンセプトへの理解を深めながら、フォーラムの集客増につなげるコンテンツを作成すること。
- ・高梁川流域7市3町の特色や地域課題を記載したページを作成すること。
- ・圏域各市町の行政や地域の金融機関等の支援メニューや相談窓口の情報紹介及び更新
- ・掲載する記事は事前に市に提案し、協議を行うこと。
- ・リンク切れ等が無いよう、掲載された情報の正確性や鮮度に留意すること。
- ・テキストや写真、画像等一切の情報は、受託者において作成すること。

エ ウェブサイトの運用・保守

- ・SEO対策として、検索エンジンに正しくインデックスされる状態にすること。
- ・ドメイン登録期間を更新すること。
- ・個人情報をはじめとするセキュリティ対策に万全を期すこと。
- ・ウェブサイトの運営に必要なサーバを受託者において確保し、必要な初期設定を行うこと。その際、悪意のある者によるデータ改ざん等が起きないように情報セキュリティに必要な措置を講じること。
- ・その他の必要な運営・保守を行うこと。

（２）クロッシングフォーラム（仮称）の開催

圏域経済の発展に向けて、地域経済循環を高めるための異業種・異分野連携や、オープンイノベーション、地域企業とスタートアップとの協業を推進するためのイベントを開催する。

- ・基調講演及びパネルディスカッションを行うこと。
- ・パネルディスカッションは、圏域内外の多様な分野の先駆者が登壇して、それぞれの視点から意見を共有し、議論を深められる内容とすること。
- ・「ゼブラ企業（※１）」や「アトツギベンチャー（※２）」の創出を盛り込んだ内容とすること。

※１ 地域の社会課題解決の担い手となり、事業を通じて地域課題解決を図り、域内企業等と協業しながら、新たな価値創造や技術の活用等により、社会的インパクトを生み出しながら、収益を確保する企業

※２ 若手後継者が、家業が持つ、有形無形の経営資源を最大限に活用し、リスク

や障壁に立ち向かいながら、新規事業、業態転換、新市場開拓など、新たな領域に挑戦することで社会に新たな価値を生み出す

- ・市と協議の上、必要に応じ、本市産業施策の成果を発表するプログラムを設けること。
- ・開催場所は、原則として圏域内の施設とし、会場設営を含む運営全般を行うこと。
- ・参加者同士が交流できるプログラムを設けること。なお、飲食を伴う場合は、飲食経費は参加者から徴収することとする。
- ・多種多様な業種から、事業連携に意欲的な事業者が多く集まるよう積極的に周知・募集を行うこと。
- ・上記のほか、「イノベーション」「創出」「ワクワクする」「おもしろい」をキーワードに、若者をはじめとする多種多様な人に訴求する効果的なプログラムがあれば独自に提案すること。
- ・イベントの参加者にアンケートを実施すること。
- ・今年度実施する事業内容を踏まえた次年度以降の事業展開を合わせて提案することを可能とする。

(3) その他

- ・事業関係者や圏域の支援機関と連絡・調整を行い、円滑に業務を実施すること。

(4) 報告書の作成

上記(1)から(4)に関する実施内容について報告書を作成する。

<提出部数>紙媒体2部、電子媒体(PDF等)1部

※電子媒体には、(1)の成果物としてウェブサイトのデーター式を含む。

4 検査

- (1) 受託者は、本業務を完了したときは、速やかに市に報告するものとし、完了検査を受けるものとする。
- (2) 受託者は、自らの責に帰すべき理由による成果品の不良箇所等が発見された場合は速やかに訂正又は補足その他の処置を執るものとする。

5 再委託

受託者は、事務事業のうち専門業者に発注した方が効果的に実施できる業務について、事前に倉敷市の承認を得て第三者に再委託できるものとする。

6 個人情報の保護

- (1) 受託者は、本業務を遂行するための個人情報の取扱いについては、別記1の「個人

情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

- (2) 受託者は、上記5の規定により本業務を倉敷市の承認を受けて第三者に再委託する場合は、当該受託者に対して「個人情報取扱特記事項」を遵守させなければならない。

7 障がい者に対する適切な対応

- (1) 受託者は、本業務を遂行するための障がい者への差別解消の取扱いについては、別記2の「障がい者差別解消に関する特記仕様書」を遵守しなければならない。
- (2) 受託者は、上記5の規定により本業務を倉敷市の承認を受けて第三者に再委託する場合は、当該受託者に対して「障がい者差別解消に関する特記仕様書」を遵守させなければならない。

8 調査等

市は、必要があると認めるとき、受託者に対して、本業務の処理状況について調査し、又は報告を求めることができる。この場合、受託者はこれに従わなければならない。

9 その他留意事項

- (1) 受託者は、事業目的の達成に向けて、本業務の運営者として当事者意識を持ち、自主的に業務に取り組み、必要に応じて倉敷市に報告・連絡・相談を行うとともに、その指示に従うこと。
- (2) 本業務において受託者が作成したすべての成果物の所有権及び著作権は、原則、市に帰属するものとする。
- (3) 受託者は、本業務で知り得た情報等を本業務においてのみ使用することとし、これらを他の目的に使用し、又は他のものに漏洩してはならない。本業務の契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。
- (4) 本業務に関する内容については、本仕様書によるほか、受託者の提案内容に従い、契約後詳細な打合せにより、倉敷市及び受託者双方合意の上、決定するものとする。
- (5) 本仕様書に定めのない事項又は本仕様書について疑義の生じた事項については、倉敷市と受託者とが協議して定めるものとする。

別記1 個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 乙は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務を処理するための個人情報の取扱いに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(秘密の保持)

第2 乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(使用者への周知)

第3 乙は、その使用する者に対し、在職中及び退職後においてもこの契約による事務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的にしようしてはならないことなど、個人情報の保護に関して必要な事項を周知しなければならない。

(適正な管理)

第4 乙は、この契約による事務に係る個人情報の漏えい、滅失、改ざん及びき損の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(収集の制限)

第5 乙は、この契約による事務を処理するために個人情報を収集するときは、当該事務を処理するために必要な範囲内で、適正かつ公正な手段により収集しなければならない。

(使用等の禁止)

第6 乙は、甲の指示又は承諾があるときを除き、この契約による事務に関して知り得た個人情報を当該事務を処理するため以外に使用し、又は第三者に引き渡してはならない。

(複写等の禁止)

第7 乙は、甲の指示又は承諾があるときを除き、この契約による事務を処理するために甲から貸与された個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

(再委託の禁止)

第8 乙は、この契約による事務を処理するための個人情報を自ら取り扱うものとし、甲の承諾があるときを除き、第三者に取り扱わせてはならない。

(資料等の返還等)

第9 乙は、この契約による事務を処理するために甲から貸与され、又は乙が収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等を、この契約の終了直後直ちに甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときは、当該方法によ

るものとする。

(事故発生時における報告)

第10 乙は、この個人情報取扱特記事項に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれがあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(契約の解除及び損害賠償)

第11 甲は、乙がこの個人情報取扱特記事項に違反していると認めたときは、契約の解除及び損害賠償の請求をすることができるものとする。乙はこの契約の解除により損害を受けた場合においても、甲に対して損害の賠償を請求することはできないものとする。

別記2 障がい者差別解消に関する特記仕様書

1 目的

この契約による事務事業の実施（以下「本件業務」という。）の委託を受けた者（以下「受託者」という。）は、本件業務を履行するに当たり、障がいを理由とする不当な差別的取扱いの禁止、合理的配慮の提供その他障がい者に対する適切な対応を行うものとする。

2 障がい者に対する適切な対応

（1）法及び国の基本方針に沿った対応

受託者は、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号。以下「法」という。）及び障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針（平成27年2月24日閣議決定）により、適切な対応を行うこと。

（2）倉敷市の対応要領に沿った対応

受託者は、倉敷市における障がいを理由とする差別を解消するための職員対応要領（平成29年2月策定）に準じて、適切な対応を行うこと。

（3）国の対応指針に沿った対応

受託者は、上記（1）及び（2）に定めるもののほか、法第11条の規定により、本件業務を所管する主務大臣が定める対応指針に則り、適切な対応を行うよう努めること。

3 対応の具体例

受託者は、前項に定める適切な対応を行うに当たり、岡山県が作成した「バリアフリー社会のおもいやり」に示されている障がい特性について十分に留意すること。

※障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（抜粋）

（事業者における障害を理由とする差別の禁止）

第8条 事業者は、その事業を行うに当たり、障害を理由として障害者でない者と不当な差別的取扱いをすることにより、障害者の権利利益を侵害してはならない。

2 事業者は、その事業を行うに当たり、障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、当該障害者の性別、年齢及び障害の状態に応じて、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をしなければならない。

（事業者のための対応指針）

第11条 主務大臣は、基本方針に即して、第8条に規定する事項に関し、事業者が適切に対応するために必要な指針（以下「対応指針」という。）を定めるものとする。